

下田市告示第103号

下田市行政視察受入れに伴う手続及び費用徴収に関する要綱を次のように定める。

令和8年9月8日

下田市長 松木 正一郎

下田市行政視察受入れに伴う手続及び費用徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田市が他の自治体等の行政視察を受け入れ、市が保有する行政情報等を提供する際の手続及び費用徴収について必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 行政視察の対応及びそれに係る費用の徴収に関する事務は、当該視察の目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）において行う。

(行政視察の受入れ)

第3条 行政視察の受入れは、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うものとし、標準所要時間は2時間以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(行政視察の申請)

第4条 行政視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、下田市行政視察申請書（様式第1号）を希望日のおおむね1か月前までに所管課へ提出するものとする。

(行政視察受入れの決定)

第5条 所管課は、前条に定める行政視察の申請を受けたときは、受入れの可否について決定し、その結果について視察者に連絡する。

(費用徴収対象の行政視察)

第6条 費用徴収の対象となる行政視察の目的及び所管課は、次の表のとおりとする。

行政視察の目的	所管課
新庁舎建設事業	総務課
窓口時間短縮の取組	総務課
一体型道路等包括管理委託業務	建設課

(費用の徴収)

第7条 市長は、行政視察に伴う準備及び視察当日の対応に係る人件費、資料代等の経費相当額として、次に掲げる費用の合計額を徴収するものとする。ただし、行政視察の過程において発生した有料施設入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、別途視察者の負担とする。

(1) 視察基本料 1 団体につき20,000円

(2) 人数加算額 1 名につき500円

(費用徴収の方法)

第8条 市長は、費用徴収に係る行政視察を終えた日から30日以内に当該行政視察に係る費用の納入通知書又は請求書を発行し、視察者に請求するものとする。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(費用の免除)

第9条 市長は視察希望団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定にかかわらず、同条に規定する費用を免除することができる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 姉妹都市又は友好都市に属するもの

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めるもの

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政視察の受入れに伴う手続に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

2 視察者は、施行日前においても、第4条の規定の例により申請を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、施行日前においても、第5条の規定の例によりその受入れの可否について決定することができる。

様式第1号（第4条関係）

下田市行政視察申請書

申請年月日	年 月 日	
視察団体名	住 所	(〒 —)
	(フリガナ) 団体名	
連絡先	担当者所属名	
	(フリガナ) 担当者職氏名	職 氏名
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
視察希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
	第2希望	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
視察目的	視察目的	
質問事項等	質問事項等	※質問事項等ありましたら、添付してください(任意様式)
視察人員	人(参加者名簿を添付願います。)	
視察行程及び 交通手段	※別紙可 詳細な日程が未定の場合は後日送付ください。	
その他 (要望事項等)		

以下 市使用欄					
決 裁	課長	係長	課員	担当	受付日
受入可否	☐ 可 ☐ 不可（理由： ）				
費用徴収	☐ 対象 円（基本料 20,000 円+@500 円×参加者 人） ☐ 非対象				
徴収対象の場合 減免の有無	☐ 有 ☐ 無	☐ 学校 ☐ 姉妹都市又は友好都市に属するもの ☐ 市長が認めるもの（ ）			